日 薬 業 発 第 ５ ０ 号
平成２２年５月２７日

都 道 府 県 薬 剤 師 会 会 長　殿

日 本 薬 剤 師 会
会 長　児 玉　孝

「審査に関する苦情等相談窓口」の設置について

標記について、社会保険診療報酬支払基金より別添のとおり連絡がありましたのでお知らせいたします。

本連絡は、社会保険診療報酬支払基金（以下、支払基金）において、新たに「審査に関する苦情等相談窓口」を設置することに関するものです。

同窓口は、支払基金の支部間差異の解消などの方策の一つとして、全国の保険者、保険医療機関、保険薬局、関係団体からの審査に関する苦情に対応するためのもので、平成 22 年 6 月に設置されます（再審査に関する相談・照会については、従前どおり、支払基金各支部に設置されている「再審査相談窓口」を活用することになります）。

本件については、支払基金各支部を通じて、都道府県薬剤師会ならびに各保険薬局に連絡されるとのことです。

つきましては、貴会会員にご周知下さいますようお願い申し上げます。

日薬総務課
22.5.25
受付 No. 04

事　務　連　絡
平成22年5月25日

日本薬剤師会　御中

社会保険診療報酬支払基金

「審査に関する苦情等相談窓口」の設置について

平素は支払基金の業務運営に関しまして、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、支払基金においては、これまで審査の透明性を高めることにより、審査の公平・公正性に対する信頼の確保を図るべく、種々の改善を行ってきました。

今般、「今後の審査委員会のあり方に関する検討会」報告書により指摘がありました、支部間差異解消及び新たな支部間差異の発生防止を図っていくための課題に対応する方策の一つといたしまして、支払基金本部審査企画部に「審査に関する苦情等相談窓口」を設置し、全国の保険者、保険医療機関、保険薬局及びこれらに係る関連団体からの審査に関する苦情に対応する体制を整備いたしました。

つきましては、別添1の「審査に関する苦情等相談窓口への照会方法」を参照いただき、審査結果に対する疑問、不満又は支部間の差異がありました場合は照会いただきますよう、ご理解とご協力をお願いいたします。

なお、再審査に関する相談・照会等は、従前どおり、支払基金支部に設置している「再審査相談窓口」をご活用願います。

おって、各都道府県の薬剤師会及び各保険薬局には、別添2により連絡することとしておりますことを申し添えます。

別添１

審査に関する苦情等相談窓口への照会方法

審査に関する苦情等相談窓口（以下「相談窓口」という。）に照会いただく場合は、下記の記載事項を記載いただき、原則、電子メールにより提出いただくことといたしますが、ファクシミリ又は郵送で提出いただいても差し支えありません。

なお、照会に当たり、レセプトのコピーを添付いただく場合は、個人情報に係る部分を抹消するなど、個人情報の取扱いにご留意いただきますようお願いいたします。

記

１　記載事項

照会に対し回答するため必要となりますので①から⑥については、必ず記載願います。

①　件名：ご照会の件名を記入して下さい。

②　照会内容：審査の問題点、個人情報以外の診療年月、年齢、性別、傷病名など問題点に係る内容を具体的に記入して下さい。

③　提出日：照会用紙を提出する日を記入して下さい。

④　提出者（団体）名：保険者名、医療機関名、薬局名又は団体名を記入してください。（回答を送付させて頂く保険者名等とさせて頂きます。）

⑤　所在地：提出者の所在地の郵便番号及び住所を記入して下さい。（回答の送付先とさせていただきます。）

⑥　担当者：この照会の担当者様の所属名、氏名を記入して下さい。（回答を送付させて頂く、担当者様のお名前とさせて頂きます。）

⑦　照会に至った経過等：問題事例が現在まで解決できない経緯について基金支部の対応など具体的に記入して下さい。

２　照会用紙提出先

①　電子メールにより照会する場合

ア　医科･DPC･調剤　sinsasoudan@ssk.or.jp

イ　歯科　sinsasoudansika@ssk.or.jp

②　ファクシミリにより照会する場合

０３－３５９１－７２６８

③　郵送により照会する場合

〒１０５－０００４　東京都港区新橋２－１－３

社会保険診療報酬支払基金審査企画部

審査に関する苦情等相談窓口

別添 2

事　務　連　絡
平成 22 年 6 月＊日

都道府県薬剤師会・保険薬局　各位

社会保険診療報酬支払基金

「審査に関する苦情等相談窓口」の設置について

平素は支払基金の業務処理に関しまして、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、支払基金においては、これまで審査の透明性を高めることにより、審査の公平・公正性に対する信頼の確保を図るべく、種々の改善を行ってきました。

今般、適正な審査を図っていくための方策の一つといたしまして、支払基金本部審査企画部に「審査に関する苦情等相談窓口」を設置し、全国の保険者、保険医療機関、保険薬局及びこれらに係る関連団体からの審査に関する苦情に対応する体制を整備いたしました。

つきましては、別添の「審査に関する苦情等相談窓口への照会方法」を参照いただき、審査結果に対する疑問、不満又は支部間の差異がありました場合は照会いただきますようお願いいたします。

なお、再審査に関する相談・照会等は、従前どおり、支払基金支部に設置している「再審査相談窓口」をご活用願います。